

信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル(別表)案・抄

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>1. 債権の分類方法 (3) 債務者区分 破綻先</p> <p>(7) 債権の分類基準 実質破綻先及び破綻先 に対する債権</p>	<p>破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を 分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を 分類、これ以外の回収の見込がない部分を 分類とする。</p> <p>なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を 分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は 分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で 分類とする。</p>	<p>左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。</p> <p><u>なお、特定調停法の規定による特定調停の申立が行われた債務者については、原則として破綻先とはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断するものとする。</u></p> <p>八．会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、<u>民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。</u></p> <p>(イ) 更生担保権を原則として 分類としているか。 (ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分を 分類、5年超の返済見込部分を 分類としているか。 (ハ) 切捨債権を 分類としているか。</p> <p>なお、更生計画等の策定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画どおり推移している場合(例えば、売上高等及び当期利益が更生計画等に比して概ね8割以上確保されている場合)で、当該債務者の債務者区分及び分類に見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p><u>二．会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえ、原則として、非分類ないし 分類としているかを検証する。</u></p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(10) 貸出金に準ずる未収利息		<p>未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。</p> <p><u>要注意先についても、契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権について未収利息を資産計上していないかを検証する。</u></p> <p>ただし、破綻懸念先で保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。</p>	
(11) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係	<p>金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める債権区分と本検査マニュアルに定める債務者区分等との対応関係は、次のとおりである。</p> <p>なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第143号)第3条第2項第1号の規定により、金融機能再生緊急措置法第6条第2項に規定する基準に従い資産の査定を行う必要のある金融機関は、銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び銀行持株会社等である。</p>	<p>金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める基準に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを検証する。</p> <p>また、金融機能再生緊急措置法第6条に基づく資産査定の結果は、<u>内閣総理大臣に報告されるとともに、同法第7条の規定により公表されることとなっている。</u>さらに、同法第78条及び第86条の規定により、<u>内閣総理大臣に対する報告に虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることとされている。</u></p> <p>したがって、同法第6条の規定に基づく資産査定の結果が不正確と認められる場合には、その原因(自己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するものか、その他の原因に起因するものかなど)及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把握に努めるものとする。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>2. 有価証券の分類方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 時価評価となっている有価証券</p> <p>(3) 時価評価となっていない有価証券</p> <p>__ 債券</p>	<p>有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式、<u>其他有価証券</u>）に応じ、適正な評価を行って帳簿額を算出し、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。</p> <p>また、安全性の判断については、原則として時価評価を行っているか否かとともに、時価評価を行っていないものについては、債権と同様の考え方により、有価証券の発行体の財務状況等に基づき行うものとするが、発行体の財務状況等について、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p>時価評価が適正に行われている有価証券については、<u>分類の対象としない。</u></p> <p><分類対象外債券> 分類の対象としない債券としては、原則として、次の債券が挙げられる。 (イ) 国債、地方債 (ロ) 政府保証債（公社・公団・公庫債等） (ハ) 特殊債（政府保証債を除く公社・公団・公庫などの特殊法人、政府出資のある会社の発行する債券） (ニ) 金融債</p> <p><債券の分類方法> 上記<分類対象外債券>以外の債券については、原則として、以下の(イ)、(ロ)の区分に応じて分類を行う。 <u>(イ) 時価が把握できるもの</u> <u>時価が帳簿額を上回っている場合は、帳簿額を非</u></p>	<p>有価証券の保有目的区分及び評価については、「<u>金融商品に係る会計基準</u>」（企業会計審議会）等に基づいて適正に行われているか検証する。</p> <p>適正な時価で評価されているか検証するとともに、<u>帳簿額が適正な時価を上回っている場合は、当該差額を分類としているか検証する。</u></p> <p>債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 特に、安全性の判断について、原則として債権と同様の考え方に基づき、債券の発行主体の財務状況等について検討しているかを検証する。</p> <p><u>債務者区分が正常先以外である場合、帳簿額と時価相当額との差額については、分類としているか検証する。</u></p>	<p>「金融商品に係る会計基準」等には、「<u>金融商品会計に関する実務指針（中間報告）</u>」及び「<u>金融商品会計に関するQ&A</u>」を含む。</p> <p>(注)「<u>子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上</u></p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
株式	<p><u>分類とする。</u> <u>また、時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿額と時価相当額の差額について、債権と同様の考え方に基づき、当該債券の発行主体の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関等の優良保証が付されている場合は非分類とし、それ以外の場合は、原則として、分類とする。</u></p> <p><u>(ロ) 時価が把握できないもの</u> <u>債権と同様の考え方に基づき、当該債券の発行主体の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関等の優良保証が付されている場合は、帳簿額を非分類とし、それ以外の場合は、原則として、帳簿額を分類とする。</u></p> <p><u><株式の分類方法></u> <u>株式については、原則として、以下の(イ)、(ロ)の区分に応じて分類を行う。</u></p> <p><u>(イ) 時価が把握できるもの</u> <u>時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</u> <u>また、時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿額と時価相当額の差額について、債権と同様の考え方に基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合は、非分類とし、それ以外の場合は、原則として、分類とする。</u> <u>なお、当該株式の発行会社に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 時価が把握できないもの</u> <u>債権と同様の考え方に基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合は、帳簿額を非分類とし、それ以外の場合は、原則として、帳簿額を分類とする。</u></p>	<p><u>なお、財務内容等を勘案し、その債券の実質価値が低下した場合に、その低下に相当する額を分類としているときは、差し支えないものとする。</u></p> <p><u>債務者区分が正常先以外である場合、帳簿額を分類としているか検証する。</u> <u>なお、財務内容等を勘案し、その債券の実質価値が低下した場合に、その低下に相当する額を分類としているときは、差し支えないものとする。</u></p> <p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 <u>特に、安全性の判断について、原則として債権と同様の考え方に基づき、株式の発行主体の財務状況等について検討しているかを検証する。</u></p> <p><u>債務者区分が正常先以外である場合、帳簿額と時価相当額の差額については、分類としているか検証する。</u> <u>なお、財務内容等を勘案し、その株式の実質価値が低下した場合に、その低下に相当する額を分類としているときは、差し支えないものとする。</u></p> <p><u>債務者区分が正常先以外である場合、帳簿額を分類としているか検証する。</u> <u>なお、財務内容等を勘案し、その株式の実質価値が低下した場合に、その低下に相当する額を分類としているときは、差し支えないものとする。</u></p>	<p><u>の取扱い」(平成13年4月17日日本公認会計士協会)において、子会社株式等の実質価値が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価値がある程度低下した場合等には、投資損失引当金の計上が認められている。</u></p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>外国証券</p> <p>その他の有価証券</p>	<p>なお、当該株式の発行会社に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p><外国証券の分類方法> <u>外国証券については、原則として、以下の(イ)、(ロ)の区分に応じて分類を行う。</u></p> <p><u>(イ) 時価が把握できるもの</u> <u>時価が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</u> <u>また、時価が帳簿価額を下回っている場合は、時価相当額を非分類とし、帳簿額と時価相当額の差額について、債権と同様の考え方に基づき、当該外国証券の発行主体の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関（日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関を含む。）等の優良保証が付されている場合は非分類とし、それ以外の場合は、原則として、分類とする。</u> <u>なお、当該外国証券の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 時価が把握できないもの</u> <u>債権と同様の考え方に基づき、当該外国証券の発行主体の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関（日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関を含む。）等の優良保証が付されている場合は、帳簿額を非分類とし、それ以外の場合は、原則として、帳簿額を分類とする。</u> <u>なお、当該外国証券の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</u></p> <p>その他の有価証券は、上記(1)、(2)及び(3)の から に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券は、非分類とする。</p>	<p><u>債務者区分が正常先以外である場合、帳簿額と時価相当額との差額については、分類としているか検証する。</u> <u>なお、財務内容等を勘案し、その外国証券の実質価値が低下した場合に、その低下に相当する額を 分類としているときは、差し支えないものとする。</u></p> <p><u>債務者区分が正常先以外である場合、帳簿額を 分類としているか検証する。</u> <u>なお、財務内容等を勘案し、その外国証券の実質価値が低下した場合に、その低下に相当する額を 分類としているときは、差し支えないものとする。</u></p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(4) 減損処理 時価が把握できるもの</p> <p>市場価格のない株式</p> <p>時価のない債券</p>	<p>売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価とその取得原価又は償却原価との差額を 分類とする。</p> <p>市場価格のない株式について、当該株式の発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、当該実質価額とその取得原価との差額を 分類とする。 ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当該差額を 分類としないことができる。</p> <p>時価のない債券について、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて減損額を算定し、当該金額を 分類とする。</p>	<p>イ. 時価が著しく下落しているものについて、回復可能性を検討しているかを検証する。</p> <p>ロ. 回復可能性を検討した結果、回復の可能性があると認められるものを除いて、減損処理の対象としているかを検証する。</p> <p>ハ. 上記イ. ~ ロ. を踏まえて、減損処理が必要な場合、時価とその取得原価又は償却原価との差額を 分類としているかを検証する。</p> <p>株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下している場合は、当該差額を 分類としているかを検証する。 分類としていない場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているかを検証をする。</p> <p>債券の発行者の債務者区分に応じて、債権と同様の方法により減損額を算定し、その価値の毀損の程度に応じて減損処理が必要と判断される場合に、当該損失額を 分類としているかを検証する。</p>	<p>(注) 減損処理の具体的処理については、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」を参照。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<u>3. デリバティブ取引の分類方法</u>	<u>デリバティブ取引の査定に当たっては、有価証券の分類方法に準じて分類を行うものとする。</u>	<u>デリバティブ取引について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</u>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>4. その他の資産（債権、有価証券等及びデリバティブ取引以外）の分類方法</p> <p>(1) 仮払金</p> <p>(2) 動産・不動産</p> <p>(3) ゴルフ会員権</p>	<p>その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。</p> <p>なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査金融機関が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p> <p>貸出金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。</p> <p>店舗等営業用として使用されていないいわゆる所有動産・不動産については、原則として、帳簿額を 分類とする。</p> <p>ただし、当該所有動産・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回り、処分可能見込額が相当期間内に回復すると認められる場合を除き、処分可能見込額の低下に応じて、帳簿価額の減額を行う必要があると認められる場合は、処分可能見込額を 分類とし、処分可能見込額と帳簿額の差額を分類とする。</p> <p>イ. 福利厚生用として保有しているものを除き、原則として分類とする。</p> <p>ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方に基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは 分類、実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは 分類、施設の利用が不可能なものは 分類に分類するものと</p>	<p>その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づいて適切に行われているかを検証する。</p> <p>また、その他の資産が左記に掲げる通り分類されているかを検証する。</p> <p>なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>貸出金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類されているかを検証する。</p> <p>動産・不動産について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>勘定科目が営業用不動産となっているものの、職員の福利厚生の目的としているが利用実績が殆どないもの、及び現に営業目的に供されていないか、今後、営業目的に供することが確実でないもの、を所有動産・不動産として分類しているかを検証する。</p> <p>少なくとも所有動産・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回っている場合（処分可能見込額が帳簿額を50%以上下回っている場合を目安とする。）で、かつ、処分可能見込額の回復可能性がないと認められる場合には、帳簿額と処分可能見込額の差額相当部分が 分類とされているかを検証する。</p> <p>ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p>	<p>「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(4) その他の資産	<p>する。</p> <p>□. <u>上記の他、有価証券の減損処理に準じて分類する。</u> <u>なお、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。</u> <u>また、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</u></p> <p>上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。 <u>なお、その他の資産のうち、証券取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。</u></p>	<p>有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>イ. 一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。 <u>なお、特定取引勘定設置銀行が特定取引勘定において、一般事業会社が発行した買入金銭債権を継続的に買入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、分類のみならず、自己資本比率の算定が不正確となるとともに、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の10（勘定間振替の禁止）の趣旨に反する行為であり、そのような取扱いが行われていないかを検証する。</u></p> <p>□. 被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査金融機関が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。</p>	

信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

償却・引当に関する検査について

・償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、金融機関は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

また、金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、適切に引当等を行うこととされている。

さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

・償却・引当基準の適切性の検証

検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、金融機能早期健全化法第3条第2項第2号の規定により、定める基準及び別表に掲げる枠組みに沿っているかどうか、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、金融機関の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の償却・引当の個別のルール（例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別、地域別等の引当率の算定ルール等）が合理的に説明できるものであるかを検証し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積もられているかを検証するものとする。なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>1. 貸倒引当金 (1) 一般貸倒引当金 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金</p> <p>(2) 個別貸倒引当金及び直接償却 破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金の総額の適切性の検証</p>	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積もることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。</p> <p>例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積もっている場合は、妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。</p> <p><u>なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、割引現在価値に基づき貸倒引当金を算定することができる。</u></p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後3年間の予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。</p> <p><u>なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、割引現在価値に基づき貸倒引当金を算定することができる。</u></p>	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積もっている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。<u>割引現在価値に基づいて貸倒引当金を算定している場合は、その算定方法について検証する。</u></p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含め分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。<u>割引現在価値に基づいて貸倒引当金を算定している場合は、その算定方法について検証する。</u></p> <p>貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているかを検証する。</p>	<p>(注) 今後、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。</p> <p>(注) 「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。</p> <p>(注) 「割引現在価値」に基づく貸倒引当金の計上については、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成9年4月15日日本公認会計士協会）を参照。</p> <p>(注) 貸倒引当金の総額に関する基準は、今後、償却・引当に</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
			<p>関する告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
3. 有価証券の評価	<p><u>有価証券の評価については、分類とされた部分に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u></p>	<p><u>有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金に計上するか又は直接償却しているかを検証する。</u></p>	<p><u>(注)「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」(平成13年4月17日日本公認会計士協会)において、子会社株式等の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価値がある程度低下した場合等には、投資損失引当金の計上が認められている。</u></p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
4. デリバティブ取引の評価	<u>デリバティブ取引の評価について、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</u>	<u>デリバティブ取引について、左記に掲げるとおり、損失見込額を直接償却しているかを検証する。</u>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の正確性の検証	備 考
<p>5. その他の資産の評価</p> <p>(1) 仮払金の評価</p> <p>(2) 動産・不動産の評価</p> <p>(3) ゴルフ会員権の評価</p> <p>(4) その他の資産の評価</p>	<p>貸出金に準ずる仮払金以外の仮払金については、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>所有動産・不動産については、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>ゴルフ会員権については、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金に計上し、分類とされた買入金銭債権は、分類とされた部分を損失見込額として投資損失引当金あるいは貸倒引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>ロ. 貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金に計上し、分類とされた受益権は、分類とされた部分を損失見込額として投資損失引当金あるいは貸倒引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p><u>上記以外のその他の資産については、分類とされた部分のうち予想損失額に該当する額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金に計上し、分類とされた部分は損失見込額として投資損失引当金あるいは貸倒引当金に計上するか又は直接償却する。</u></p>	<p>その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか又は直接償却されているかを検証する。</p> <p>買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。</p> <p>なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金又は貸倒引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p><u>上記以外のその他の資産について、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金又は貸倒引当金の計上又は直接償却しているかを検証する。</u></p>	